



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

社 名 グローバルアジアホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 潘 培今  
(JASDAQ・コード 3587)  
問合せ先 代表取締役副社長 楊 晶  
TEL 03-5510-7841 (代表)

### 当社に対する破産手続開始の申立て及び取下げに関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所より、和光建物株式会社（以下「和光建物」といいます。）が、当社に対する破産手続開始の申立て（以下「本件申立て」といいます。）を行った旨の通知を平成 27 年 1 月 6 日に開封し、平成 27 年 1 月 13 日にて取下げられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は本件申立ての通知を受け本件申立てへの対応に専念したこと、並びに適時開示の該当基準に関し、訴訟提起もしくは差押と同じ取扱いであると誤って認識していたため、適時開示を行うことを失念しておりました。株主の皆様には、情報開示体制不備によりご迷惑お掛けいたしましたことを、深くお詫びいたします。

#### 記

##### 1. 申立てのあった裁判所及び年月日

- |            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 裁判所    | 東京地方裁判所（事件番号：平成 26 年(フ)第 12353 号)    |
| (2) 訴訟提起日  | 平成 26 年 12 月 25 日（木）                 |
| (3) 申立人会社名 | 和光建物株式会社                             |
| 所在地        | 東京都渋谷区元代々木町 36 番 6 号                 |
| 代表者の役職・氏名  | 代表取締役 西嶋 理代                          |
| (4) 申立の内容  | 債務者グローバルアジアホールディングス株式会社について破産手続を開始する |

##### 2. 申立てに至った経緯

経緯につきましては、破産手続開始申立書の原文に沿って記載いたします。

## 1. 本件債権の成立

### (1) 和光建物のユニバンクスに対する貸付

和光建物は、当社元取締役である菊地博紀氏（以下「菊地氏」といいます）の元勤務先である株式会社ユニバンクス（以下「ユニバンクス」といいます）に対し、平成 19 年 2 月 28 日、主債務者をユニバンクス、連帯保証人を菊地氏として、以下の内容による金銭消費貸借契約を締結し、同日、貸付金を交付しました（以下「本件契約」といいます）。

①	貸付金額	5000 万円
②	貸付日	平成 19 年 2 月 28 日
③	弁済期	平成 19 年 5 月 31 日
④	利息	年 10%
⑤	利息返済日	貸付日に、貸付日から弁済期までの利息を前払いする
⑥	遅延損害金	年 14.6%

### (2) 借入金の不払い

しかし、ユニバンクス及び菊地氏は、上記弁済期までに弁済を行いませんでした。そこで、和光建物、ユニバンクス及び菊地氏は、元本返済日の延長期間に相当する利息を予め收受することにより、元本返済期日を延長する旨の変更契約を締結しました。

しかるに、変更後の元本返済における返済もなされず、平成 23 年 6 月 30 日付変更契約により、元本返済期日を平成 23 年 8 月 31 日に変更したのを最後に一切の支払いがなされないようになり、同日の徒過により、期限の利益を喪失し、変更契約も締結されない状態のまま、今日にいたっております。

### (3) 債務名義の取得

上記の経緯から、和光建物は平成 24 年 5 月 24 日、ユニバンクスらに対して、金銭消費貸借契約及び連帯保証契約に基づき、5584 万 546 円の支払いを求めて訴訟を提起しました。そして、ユニバンクスに対する関係で請求は認容され、また、菊地氏も請求を認諾したため、和光建物は菊地氏に対する債務名義を取得しました。

## 2. 当社に対する債権差押命令の発令

和光建物は、上記 1 で取得した債務名義に基づき、平成 24 年 12 月 12 日、さいたま地方裁判所に対し、債権者を和光建物、債務者を菊地氏\*、当社を第三債務者とし、被差押債権を菊地氏の当社に対する報酬債権とする債権差押命令を申し立て、

同裁判所は、平成 24 年 12 月 18 日、債券差押命令を発し、この命令正本は、平成 24 年 12 月 19 日、菊地氏及び当社に送達されました。

※当時の菊地氏は、当社の代表取締役社長でした。

### 3、当社に対する取立訴訟の提起

しかしながら、当社は、和光建物に対し、第三者債務者としての支払いを一切行いませんでした。

そこで、和光建物は当社に対する取立権に基づき、当社に対し下記①～③の取立訴訟を提起し、①②について請求が認容され、同判決は確定となりました。また、残る③も 2 回の弁論をもって結審されており、平成 26 年 12 月 9 日に原告の請求の認容判決がなされました。

以上の通り、和光建物は当社※に対する合計 651 万 5160 円の債権を取得していません。

① 東京地方裁判所平成 25 年（ワ）第 19123 号

請求金額： 平成 24 年 12 月から平成 25 年 8 月までに発生した役員報酬の  
合計 293 万 1822 円

② 東京地方裁判所平成 26 年（ワ）第 4562 号

請求金額： 平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までに発生した役員報酬の  
合計 260 万 6064 円

③ 東京地方裁判所平成 26 年（ハ）第 22328 号

請求金額： 平成 26 年 5 月から平成 26 年 7 月までに発生した役員報酬の  
合計 97 万 7274 円

※平成 26 年 12 月 9 日当時、菊地氏は当社の代表取締役副社長でした。

### 4. 小括

以上の経緯により、和光建物は当社に対し、合計 651 万 5160 円の債権を取得しました。

### 3. 負債の総額

金 651 万 5160 円

### 4. 取下げの経過について

当社は、既に判決で確定している和光建物に対する債務について、速やかに支払い手続きを行い、平成 27 年 1 月 13 日付にて、本件申立ての取下書が東京地方裁判所に提出

されました。同債務を完済したため、当社に対する債権が消滅し、本件申立てにおける債権者の資格を失うものとなります。なお、本件申立てから取下げまでの経緯は以下の通りです。

平成 27 年 1 月 6 日 (火)	当社にて本件申立ての書類を開封し内容を確認
平成 27 年 1 月 7 日 (水)	申立人代理人弁護士事務所である村田・若槻法律事務所（東京都千代田区）に対し、当時当社の代表取締役副社長であった菊地氏および当時取締役であった楊が同事務所を訪問し、本件申立てを取り下げるよう依頼
平成 27 年 1 月 9 日 (金)	村田・若槻法律事務所より、取下げ条件として、平成 26 年 8 月から平成 27 年 1 月までの菊地氏の役員報酬に債権額に対する金利を加えた総額 840 万円を現金で支払うことと引き換えに、取下書を裁判所に提出する旨の F A X を受領
平成 27 年 1 月 13 日 (火)	当社より村田・若槻法律事務所に対して、上記 840 万円振込が完了し、本件申立てへの取下書が村田・若槻法律事務所より東京地方裁判所に提出される

#### 5. 本件申立てにおける会計処理について

本件申立てに関する支払いは、当社の菊地氏に対する未払い役員報酬にて代位弁済しております。当社が負担する追加の費用及び損失はありません。

以 上